

目的

この規定は、全ての児童が規律を守り、意欲的な学校生活を送るために定められたものです。全ての児童が安心して安全な学校生活を送ることができ、社会の一員として生活を送るためのルールやマナーを身に付けるという観点で、必要な事項を定めています。

学習の妨げにならないように結んだ髪は肩の後ろにもっていくこと。また、結んだ髪が上や横にはねないようにすること。

- ・ 髪を結ぶゴムは黒、紺、茶色とし、リボン等の飾りも不可とする。
- ・ 染髪はしないこと。
- ・ 自然でない髪型はしないこと。(剃り込みやラインを入れる、左右非対称カット、一部を極端に伸ばすか切る、不自然に立たせる等)

1. 学校生活に関すること

(「生活のきまり」参照)

(1) 登下校について

- ① 登校班の集合場所に、集合時刻に間に合うように行くこと。
- ② 登校班で登校し、歩道または道路の端(車から遠い方)を一列で並んで歩くこと。また、道路横断時は横断歩道を渡ること。(横断歩道がない場合を除く)
- ③ 通学路を通り、寄り道はしないこと。

(5) 学校物の扱い方について

- ① 学校の物は大切に扱うこと。
- ② 学校物において、破損・紛失等が生じた際は速やかに担任等に申し出ること。その場合は原則、保護者の実費負担(弁償)とする。
- ③ 学習用タブレットについては、「タブレット使用のルール」に則り使用すること。また、持ち帰りについては「タブレット持ち帰り10の手順」に則り大切に扱うこと。

(2) 服装について

- ① 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。
- ② 夏季、冬季における服装の期間を守ること。
- ③ 冬季の防寒着は、学校のきまり等を確認した上、正しく着用すること。

2. 校外での生活に関すること

(「生活のきまり」参照)

(1) 校外での過ごし方について

- ① 外出時や自転車に乗る時など、事件や事故に巻き込まれないように安全に過ごすこと。

(3) 持ち物について

- ① 学校生活に必要なもの以外は、持って来ないこと。(まんが、アクセサリ、飾り、ゲーム、菓子類、ジュース類、CD等)
- ② 携帯電話は持ち込み禁止とする。
- ③ 装飾・装身具は禁止とする。(口紅、色付きリップクリーム、マニキュア、指輪、ミサンガ等)

3. 特別な指導に関すること

(1) 問題行動への特別な指導

○次の問題行動を起こした児童で、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- ① 犯罪行為
暴力行為、建造物・器物損壊、喫煙(電子たばこ、加熱式たばこも含む)、飲酒、薬物乱用(同席や所持も含む)、窃盗、万引き、金品強要、金品持ち出し
- ② いじめ
- ③ 授業規則違反
授業妨害、授業エスケープ
(私語、暴言、大声、音を出す、席移動、指導者の

(4) 頭髪について

- ① 清潔で学習にふさわしい自然な髪型であること。
 - ・ 前髪は目にかからず、眉毛が見えるようにする。
 - ・ 前髪が目にかかる場合は、必ず髪留めでとめる。
 - ・ 横髪、後髪が襟にかかるようなら、後ろで束ねてゴムで結ぶ。ゴムで結ぶ位置は耳より後方とし、

指導を無視する等授業の進行に支障となる行為や
教室からの飛び出し等)

④ 学校のきまり違反

服装・頭髪違反, 遅刻(朝, 本人の意思によるもの),
無断外出・無断早退, 不要物所持, 刃物等の危険物
所持

⑤ その他, 学校が教育上指導を必要と判断した行為

(2) 特別な指導の実施について

○特別な指導は, 次の方法で行う。

① 反省指導 (事実確認及び説諭, 反省文の作成)

② 反省活動 (掃除等の清掃作業)

③ 別室指導 (説諭, 課題学習, 奉仕作業等)

○特別な指導の期間は, 次の通りである。

① 1 単位時間 45 分間で行う。

② 違反の繰り返しや著しい違反, 指導に従わない場合
等は状況に応じて指導の期間を決定していく。

○尾道市教育委員会及び必要に応じて関係機関と連携
を取って指導を行う。(スクールカウンセラー, こども
家庭センター, 警察等)

4. その他

○他の児童の安心や安全を脅かす場合は, 一時的に教室
を離れて指導を行うこともある。

○本事項に規定していないものについては, 管理職, 生
徒指導部, PTA 本部役員等と相談の上決定する。